

平成29年度研究科横断型教育プログラム（Aタイプ）授業科目

開講方式	Aタイプ (研究科 開講型)	研究科名	医学研究科		カテゴリー	社会実装・イノベーション科目群		横断区分	文理横断型		
授業科目名 (英訳)	特許法特論・演習(前期) (Special Lecture and Practicum for the Patent Law I)			講義担当者 所属・職名・氏名	医学研究科 非常勤講師 藤井 淳		開講場所	医学部構内 G 棟 セミナー室 B			
配当学年	修士 博士後期 専門職	単位数	2単位	開講年度・開講期	前期	曜時限	水6限 (18:15-19:45)	授業形態	講義・演習	使用言語	日本語
〔授業の概要・目的〕											
一般的な特許実務に加え、化学・バイオ系分野に特有の特許実務を理解し、研究機関・企業における事業活動等を有効にプロテクトするために必要な特許の基礎知識を身に付ける。さらに、弁理士、特許庁審査官・審判官等の知財専門家と円滑な意思疎通を図るための必要最低限の知識を習得する。											
〔研究科横断型教育の概要・目的〕											
企業のほか、大学を含む研究機関において効果的な知財戦略を構築する上で、研究者の知財に関する意識・知識の向上が必要不可欠となっている。つまり、効果的な知財戦略を進めるに際しては、實際上、知財担当者の力量だけでは限界があり、研究者(発明者)との協働が必要である。特に、ライフサイエンス分野(医薬、化学等を含む)では、知財戦略上も実験データの存在意義が極めて大きく、その取り扱いによって知財戦略の明暗を分けることも多い。そこで、知財戦略を見据えた研究・開発が重要であり、そのための基礎としてライフサイエンス分野を中心とした特許実務の解説を行う。											
〔到達目標〕											
一般的な特許実務に加え、化学・バイオ系分野に特有の特許実務を理解し、研究機関・企業における事業活動等を有効にプロテクトするために必要な特許の基礎知識を身に付ける。さらに、弁理士、特許庁審査官・審判官等の知財専門家と円滑な意思疎通を図るための必要最低限の知識を習得する。											
〔授業計画と内容〕											
第1回 特許法概要:特許制度の原理、特許戦略のあり方、発明のカテゴリーと特許権の効力、化学・バイオ特許で多用される特殊なクレーム表現形式(用途発明、プロダクトバイプロセス、ファンクションクレーム)の特許性及び権利範囲の考え方											
第2回 特許法上の発明(1):化学・バイオにおける発明と発見との区別、作用機序の発見と特許性、日米欧における治療方法の取扱い、再生医療関連の発明の取扱い、臨床研究における成果物の取扱い											
第3回 特許法上の発明(2):発明の有用性及びそれに関する日米欧三極比較研究(遺伝子、タンパク、SNPs など)											
第4回 記載要件(1):明細書の記載、実施可能要件、実施例の記載(特許における実験データの取扱い)、微生物の寄託制度											
第5回 記載要件(2):特許請求の範囲の記載要件(明確性)、数値限定発明における測定方法、化学・バイオ関連技術におけるクレームドラフティングにおける留意点											
第6回 発明の新規性:上位概念・下位概念の関係、製法と物の発明との関係、数値限定発明の取扱い、日米欧における新規性喪失の例外の取扱い、新規性喪失の例外とPCT出願・米国出願との関係											
第7回 発明の進歩性(1):実務における発明の進歩性の考え方、進歩性判断における動機づけ・阻害要因の考え方、ライフサイエンス分野を中心とした周知技術・技術常識の取扱い											
第8回 発明の進歩性(2):発明の効果の非予測性、化学・バイオ関連発明における取得容易性、選択発明の考え方と実例											
第9回 先願:特許法39条と29条の2、上位概念・下位概念の関係、39条と自社先願対策											
第10回 特許出願戦略(1):手続補正と新規事項追加の考え方、新規事項と拒絶理由・無効理由、化学・バイオ関連に特有の問題(数値限定、実験データの追加・削除など)											
第11回 特許出願戦略(2):特殊出願(分割出願、国内優先出願)の基本と実務上の利用方法、早期審査制度の活用、医薬・農業における特許権の延長登録制度の利用と薬事法											
第12回 外国特許戦略:外国出願戦略の考え方、パリ優先権主張と外国出願、PCT出願の実務、外国出願のための費用と効果等											
第13回 ライセンス戦略:実施権の基礎、ライセンスの実務、契約書の基本条項、ライセンスとMTA											
第14回 特許侵害訴訟:特許侵害訴訟の実務と現状(1):特許侵害訴訟の概要											
第15回 特許侵害訴訟:特許侵害訴訟の実務と現状(2):特許侵害訴訟における原告又は被告としての実務対応の概要											
〔履修要件〕											

ライフサイエンスと知的財産に興味のある学生であればどなたでも受講可能です。

〔成績評価の方法・観点及び達成度〕

平常点(出席を含む)と効果確認試験により総合的に評価する。

〔教科書〕

講義ごとに配布資料を使用

〔参考書等〕

- a) 企業実務家のための実践特許法(外川英明 著, 中央経済社)
- b) 特許法(茶園成樹 著, 有斐閣)
- c) 特許庁説明会テキスト 特許庁 HP>お知らせ>イベント情報>特許庁主催説明会・シンポジウム>説明会テキスト

〔授業外学修(予習・復習)等〕

特になし

〔その他(授業外学習の指示・オフィスアワー等)〕